

ハイライト

- ・配偶者控除と配偶者特別控除が見直しされます！
- ・金融・証券税制の一体化が始まっています。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

- ご挨拶
- 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しと医療費控除
- 金融・証券税制について

今年もいよいよ残りわずかとなりました。先日の季節外れの雪には驚かされました。これから益々寒さが増してきますので、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第68号では、平成29年度税制改正大綱及び平成28年度に適用される金融・証券税制について解説しました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦

中村友理香



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しと医療費控除

平成29年度税制改正大綱が平成28年12月8日に公表されました。その中から、個人所得課税に関する配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し等について、ご紹介します。

(1) 配偶者控除

所得者に、所得税法上の控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合、現在の配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみの場合、年間収入103万円以下)である場合に、一律38万円の配偶者控除が受けられ、所得者本人の所得制限はありませんでした。今回の見直しでは、次の表のように控除額が徐々に減っていく仕組みになり、所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用はできなくなります。

< 出典：平成29年度税制改正大綱 >

所得者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

老人控除対象配偶者：控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人をいいます。

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除とは、配偶者控除の適用が受けられない場合でも、配偶者の所得金額に応じて、一定金額の所得控除を受けることができる制度です。今回の見直しで、対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(現行：38万円超76万円未満)とし、控除額も変更になります。なお、現行制度と同様に、所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除の適用はできません。

(1)、(2)の改正は、平成30年分以後の所得税から適用になります。

(3) 医療費控除

医療費控除又は特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける場合は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付すればよいこととなります。

(3)の改正は、平成29年分以後の確定申告書(平成30年1月1日以後の提出分)から、適用になります。個人関係の平成29年度税制改正の詳細は、次号で取り上げて解説します。

ホームページもご覧下さい。HPアドレスが新しくなりました！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

金融・証券税制について

金融・証券税制は、金融所得課税の一体化により、平成28年1月1日以後から改正された内容があります。その中から上場株式等の配当を受けた場合の取扱いについて、説明します。



上場株式等に係る課税方式の取扱い

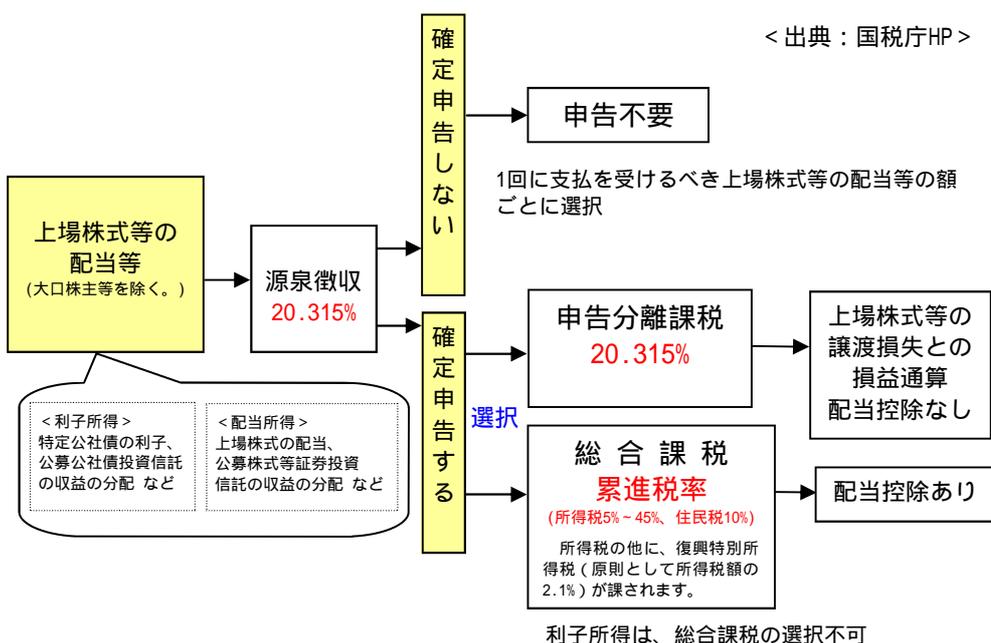
平成28年1月1日以後から、上場株式、公募株式等証券投資信託に加え、**特定公社債^(注1)、公募公社債投資信託等の受益権等**も「上場株式等」とされ、その利子、配当、売却による所得が申告分離課税(20.315%)^(注2)の対象とされました。また、これらの所得間、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての3年間繰越控除ができるようになりました。

(注1)特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等の一定の公社債をいいます。

(注2)所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%

上場株式等の配当等を受けた場合の取扱い

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除きます。)については、その支払の際に20.315%の税率による源泉徴収がされます。なお、上場株式等の配当等は、源泉徴収によって課税関係を終了することができる申告不要制度を選択することができ、また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得について、**総合課税と申告分離課税のいずれかを選択**することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。



税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
(東京事務所)
港区南青山 2-2-15-1025
電話 03-3746-1750
(埼玉事務所)
さいたま市浦和区岸町7-1-4
細田屋ビル
電話 048-816-6180
Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。